

※個人事業主などでも必ず添付してください。
(氏名のみ記載の場合もあり得ます。)

技術職員名簿 (雇用期間・監理技術者確認用)

001 頁

経営事項審査における評価の有効期間は、
講習の修了年月日から5年間です。

技術職員名簿(別紙二)と同じ順番ですべて記載してください。
(監理技術者のみを記入するものではありません。)

通番	氏名	社会保険証の資格取得日 又は雇用開始年月日	監理技術者	
			資格者証有効期間	講習修了証有効期間
1	宮崎 建太郎	H31. 3. 1	H29. 1. 1 ~ R3. 12. 31	H29. 2. 2 ~ R4. 2. 1
2	宮崎 建次郎	H31. 3. 1	~	~
3	宮崎 建三郎	H27. 1. 1	H30. 1. 1 ~ R4. 12. 31	H29. 3. 3 ~ R4. 3. 2
4	都城 建四郎	H29. 1. 1	H29. 7. 1 ~ R4. 6. 30	H29. 4. 4 ~ R4. 4. 3
5	小林 建五郎	H17. 1. 1	~	~
6	高岡 建六郎	H14. 1. 1	~	~
7	西都 建七郎	H21. 1. 1	H29. 1. 1 ~ R3. 12. 31	H29. 5. 5 ~ R4. 12. 31
8	高鍋 建八郎	H22. 1. 1	~	~
9	日向 建九郎	R2. 8. 1	~	~
10			~	~
11			~	~
12			~	~
13			~	~
14			~	~
15			~	~
16			~	~
17			~	~
18			~	~
19			~	~
20			~	~
21			~	~
22			~	~
23			~	~
24			~	~
25			~	~
26			~	~
27			~	~
28			~	~
29			~	~
30			~	~



評価対象となる技術者は、審査基準日前に6か月を
超えて雇用されている方に限られます。

審査基準日 申請日

直前6か月超

この期間、継続して雇用されていることが必要
(審査基準日(決算日)が令和3年5月31日の場合、
令和2年11月30日以前から継続して雇用されていること)